

入 札 説 明 書

件名：消防ポンプ付救助工作車（工作車Ⅱ型級）

令和8年10月

新潟市財務部契約課

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）、新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号。以下「特例規則」という。）、本調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

（1）件名及び数量

消防ポンプ付救助工作車（工作車Ⅱ型級） 一式

（2）履行の内容等

仕様書のとおり

（3）履行場所

新潟市消防局（新潟市中央区鐘木257番地1）

（4）履行期限

令和10年2月25日まで

（5）入札方法

総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

（1）故障時の出動要請から24時間以内のアフターサービス・メンテナンス対応が可能である者で、かつ、本市の入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者であること。

（2）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（3）新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

（4）新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領での別表第2の9（暴力的不法行為）の適用に該当しない者であること。

（5）品質マネジメントシステムISO9001の管理の下に製作された車両を納入できる者であること。

（6）アフターサービス・メンテナンス対応等証明書（別記様式第2号）を提出できる者であること。

（7）仕様書に記載の参考銘柄と同等以上の性能を有する製品の調達を提案する場合、同

等品申請書（別記様式第3号）を提出できる者であること。

- (8) 入札参加者又は入札参加者が提携する消防ポンプ自動車メーカーが令和5年度から令和7年度の3年間を通じて、50台以上の消防ポンプ自動車を納入した実績を有する者で、令和5～7年度消防車両納入実績表（別記様式第4号）を提出できる者であること。

なお、ここでいう消防ポンプ自動車とは、消防ポンプ自動車（CD-I型、CD-II型）、水槽付消防ポンプ自動車（I-A型、I-B型、II型）、化学車（I型、II型、III型、IV型、V型）及び泡原液搬送車をいう。

また、納入先は官公庁（国又は地方公共団体）であるか否かを問わない。

3 問い合わせ先

新潟市財務部契約課物品契約係

郵便番号951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

電話：025-226-2213（直通）

FAX：025-225-3500

電子メール：keiyaku@city.niigata.lg.jp

4 入札参加の手続

入札に参加しようとする者は、次のとおり入札参加資格確認申請を行わなければならない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申請書（別記様式第1号）

イ 品質マネジメントシステムISO9001の認証取得を確認できる書類（写し可）

ウ アフターサービス・メンテナンス対応等証明書（別記様式第2号）

エ 同等品申請書（別記様式第3号）（上記2（7）に該当する場合のみ）

オ 令和5～7年度消防車両納入実績一覧表（別記様式第4号）

※総務省令で定める技術上の規格に適合した旨を示す適合証、受託試験合格証及び安全基準適合プレートの写しを添付

カ 紙入札等方式参加承諾願（別記様式第5号）（紙による入札書の提出を希望する場合のみ）

(2) 提出期間、場所及び提出方法

ア 電子入札システムによる場合

利用者登録をしたICカードを用いて、令和8年10月16日（金）から令和8年11月6日（金）午後5時までに電子入札システムによりPDF形式のファイルを添付して提出すること。

イ 持参による場合（この場合、電子入札システムによる入札書の提出は不可。）

令和8年10月16日（金）から令和8年11月6日（金）午後4時30分までに上記3の場所に持参すること。なお、持参する場合の受付時間は、市役所開庁日の午前9時から午後4時30分までとする。

ウ 郵送による場合（この場合、電子入札システムによる入札書の提出は不可。）

令和8年11月6日（金）午後4時30分までに上記3の場所に必着とする（書留郵便に限る）。

（3）入札参加資格確認結果通知

上記4（1）及び（2）により提出された書類に基づく審査の上入札参加資格の有無を決定し、令和8年11月13日（金）までに一般競争入札参加資格確認結果通知書を発送する。

5 仕様書等に関する質問

仕様書等について疑義がある場合は、令和8年10月16日（金）から令和8年10月29日（木）午後5時までに質疑書（別記様式第6号）を上記3へ電子メール又はFAXにより提出すること

6 入札保証金

規則第10条第2号により、入札保証金は免除する。

7 入札及び開札

（1）入札期間及び開札予定日時

ア 入札期間

令和8年11月17日（火）から令和8年11月24日（火）まで

イ 開札予定日時（電子入札システムにより開札を行う。）

令和8年11月25日（水） 午後1時40分

（2）入札書の提出方法

ア 電子入札システムによる場合

利用者登録をしたICカードを用いて、上記7（1）アの期間に電子入札システムにより提出すること。なお、期間の最終日は午後5時までとする。

イ 持参による場合

上記7（1）アの期間の、市役所開庁日の午前9時から午後4時30分までに上記3の場所に持参すること。なお、入札書は封書とし、その封皮に開札日、入札件名、入札参加者の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）を記載すること。また、入札書の提出時、上記4（3）で示す一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しも併せて提出すること。

ウ 郵送による場合

上記7（1）アの期間に上記3の場所に必着とする。なお、期間の最終日は午後4時30分までとする。また、入札書は封書とし、その封皮に開札日、入札件名、入札参加者の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）を記載すること。また、入札書を入れた封筒を二重封筒とし、外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きの上、上記4（3）で示す一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封し、書留郵便で郵送すること。

加入電信、電報、電話、電子メール等その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札参加者又はその代理人は、別添の仕様書、契約書（案）及び規則を熟知の上、入札をしなければならない。

(4) 紙による入札書を提出する者は、次の事項に留意すること。

ア 入札参加者又はその代理人は、入札の際次の各号に掲げる事項を記載した入札書（別記様式第7号）を提出しなければならない。

（ア）入札参加者の住所、会社名（商号）、氏名及びその押印（外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）

（イ）入札金額

（ウ）履行場所

（エ）品名（件名）及び数量

（オ）品質・規格（詳細に記載すること。又は「仕様書のとおり」という記載でも構わない。）

（カ）くじ番号

イ 入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。

ウ 入札書等及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること。鉛筆及び消せるボールペンの使用は認めない。

エ 入札参加者又はその代理人は、入札書等の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印すること。ただし、入札金額の訂正は認めない。

(5) 入札参加者又はその代理人は、提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

(6) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

(7) 談合情報等により、公正な入札が行われたいおそれがあると認められるときは、入札を中止し、又は延期し若しくは抽選により入札者を決定するなどの場合がある。

(8) 開札した場合において、有効とする入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、上記7（1）イの日時以降に再度の入札を行う。再度入札の方法については、別途指示する。また、下記8各号に該当する無効入札をした者は、再度入札に加わることができない。

(9) 再度入札は1回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規程により、再度入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札参加者と随意契約の交渉を行うことがある。

8 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札

(2) 入札書等の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい

入札

- (3) 入札者が2以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札
- (5) 公正さを疑うに足る相当な理由があると認められる入札
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札
- (7) 入札公告等において示した入札書の提出期限までに到着しなかった入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札
- (9) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (10) 上記8（4）又は（5）に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

9 落札者の決定

- (1) 有効な入札書等を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が複数あるときは、電子くじによって落札者を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった者から請求があったときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由、並びに当該請求を行った者の入札が無効とされた場合においては無効とされた理由を、速やかに当該請求を行った者に書面により通知するものとする。

10 契約の停止等

本調達に関し、政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

11 契約保証金

金額は、規則第33条の規定により契約金額の100分の10以上の額とし、現金、銀行が振り出し、若しくは支払い保証した小切手又は無記名の国債若しくは地方債をもって充てることとする。ただし、規則第34条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

12 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、落札決定の日から10日以内の間に当該契約を締結しなければならない。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延期することができる。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に

限る。

1 3 支払いの条件

本契約に係る代金は、本市の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

1 4 契約条項

別添「契約書（案）」による。

1 5 競争入札参加資格審査申請

上記 4 で規定する一般競争入札参加申請時に、上記 2（1）で示す名簿に登載されておらず、本入札に参加を希望する者は、「政府調達（WTO）契約に係る物品入札参加資格審査申請書」を令和 8 年 10 月 29 日（木）までに次の申請先へ提出しなければならない。申請書類は、新潟市財務部契約課ホームページから取得することができるほか、新潟市財務部契約課で交付する。

この場合、入札参加者は、本申請書類の一部である「受付確認票」の写しを上記 4（1）で規定する提出書類に含め、一般競争入札参加申請を行うこととする。

申請（問い合わせ）先 郵便番号 951-8550

新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1

新潟市財務部契約課物品契約係

電話：025-226-2213（直通）

http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku_top

1 6 その他

入札書の到着確認、入札参加者数及び入札参加者名の問い合わせには一切応じない。

一般競争入札参加申請書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

(申請者) 所 在 地

称号又は名称

代 表 者 氏 名

(押印不要)

下記の案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

記

項 目	摘 要
入 札 公 告 年 月 日	令和 8 年 1 0 月 1 6 日
公 告 番 号	新潟市契約公告第 7 1 号
件 名	消防ポンプ付救助工作車（工作車Ⅱ型級）
競争入札参加資格者 名 簿 へ の 登 録	☐ 済 ☐ 申請中
添 付 書 類	☐ 品質マネジメントシステム ISO 9001 の認証取得 を確認できる書類 ☐ アフターサービス・メンテナンス対応等証明書 (別記様式第 2 号) ☐ 令和 5 ～ 7 年度消防車両納入実績一覧表 (別記様式第 4 号) ※総務省令で定める技術上の規格に適合した旨を示す適合 証, 受託試験合格証, 安全基準適合プレートの写しを添付 ☐ 同等品申請書 (別記様式第 3 号) ※該当する場合のみ
連絡先	担 当 者
	電 話
	F A X
	e - m a i l

アフターサービス・メンテナンス対応等証明書

件名：消防ポンプ付救助工作車（工作車Ⅱ型級）

1 当該車両のメンテナンスが行える整備工場

（1）最寄りの整備工場

・整備工場名称

・所在地

・電話番号

（2）競争入札参加希望者との関係

直営 ・ 協力 （該当するものを「○」で囲む。）

「協力」に該当する場合は、競争入札参加希望者等の契約状況を明らかにする契約書又は代理店証明書の写しを添付すること。

（3）整備を実際に担当する人員（サービスエンジニアを含み常駐者であること）及び担当者名

人員 名

担当者名

（4）点検整備及び修理依頼から着手までの所要日数は、1日に対応いたします。

2 部品供給体制

（1）部品供給の総括窓口及び担当者名

総括窓口

担当者名

電話番号

（2）供給系統（フローチャート図）

（3）依頼から納品までの所要日数は、2日以内に対応いたします。

3 技術員の派遣体制

(1) 最寄りの整備工場の派遣体制

ア 緊急時の連絡系統

イ 現地への派遣方法

ウ 現地到着までの所要日数は、1日以内で対応いたします。

(2) メーカーの技術員の派遣体制

ア 緊急時の連絡系統

イ 現地への派遣方法

ウ 現地到着までの所要日数は、2日以内で対応いたします。

上記のとおり証明いたします。

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

(競争入札参加希望者) 住 所

会 社 名

代表者名

同等品申請書

公 告 番 号 新潟市契約公告第 7 1 号
件 名 消防ポンプ付救助工作車（工作車Ⅱ型級）

（ / 枚）

No.	品名（材料）	メーカー名・型式	諸元	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※上記のとおり性能資料を添え，同等品の認定を申請いたします。

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者名

	都道府県	市	納入先名称	車両区分	備 考
例	新潟県	新潟市	新潟市消防局	C D - I 型	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					

※車両区分は、消防ポンプ自動車（C D - I 型，C D - II 型），水槽付消防ポンプ自動車（I - A 型，I - B 型，II 型），化学車（I 型，II 型，III 型，IV 型，V 型）及び泡原液搬送車を表す。

紙入札等方式参加承諾願

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

業者番号

下記入札等に係る入札等参加資格要件を満たしていますが、電子入札システムを利用して入札等に参加できないため、紙入札等方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

件名	
入札公告日、指名通知日又は見積依頼日	
電子入札システムを利用できない理由	

紙入札等方式参加を承諾してよろしいでしょうか。

	課長	補佐	係長	担当
決裁				

起案 年 月 日

決裁 年 月 日

紙入札等方式参加承諾願

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 新潟市長

入札参加資格者名簿に登録されている所在地、業者名及び代表者名(受任している場合は受任者名)を記載してください。

所在地

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町
〇丁目〇番〇号

商号又は名称

〇〇株式会社

代表者氏名
電話番号代表取締役 〇〇 〇〇 又は
新潟支店長 〇〇 〇〇 など
〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

業者番号

3 0 0 0 0 0 0 0 0
(3から始まる9桁の番号)

下記入札等に係る入札等参加資格要件を満たしていますが、電子入札システムを利用して入札等に参加できないため、紙入札等方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

件名	〇〇〇〇
入札公告日、指名通知日又は見積依頼日	令和〇年〇月〇日
電子入札システムを利用できない理由	詳細に記入してください。

紙入札等方式参加を承諾してよろしいでしょうか。

	課長	補佐	係長	担当
決裁				

起案

年

月

日

決裁

年

月

日

質 疑 書

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

(押印不要)

(担当者

)

(電話番号)

)

(ファックス番号)

)

- 1 公告番号 新潟市契約公告第71号
- 2 件 名 消防ポンプ付救助工作車（工作車Ⅱ型級）

質 疑 事 項

注1 この質疑書は、仕様書等について質問がある場合（入札に必要な事項に限る）にのみ提出してください。

注2 提出期限は令和8年10月29日（木）午後5時です。提出期限を過ぎた場合は受理しません。

注3 回答は、令和8年11月5日（木）までに新潟市財務部契約課ホームページ内の一般競争入札公告一覧に掲載します。

紙入札等方式参加承諾者用

入札(見積)書

令和 年 月 日

新潟市長 様

住 所

氏 名

印

新潟市契約規則及びこれに基づく入札(見積)条件を承認のうえ
入札(見積)いたします。

金 額		百		千		円	
履 行 場 所							
品 名	品 質 ・ 規 格	数 量		単 価		金 額	

(注)入札(見積)額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

電子入札等で開札の結果、同額の際に実施する
電子くじで用いるくじ番号を、次のとおり申し出ま
す。

くじ番号 000～999の任意の番号 を右欄に記載すること。	
--------------------------------------	--

入札(見積)書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

新潟市長 様

入札参加資格者名簿に登録されている
所在地、業者名及び代表者名(入札参
加資格者名簿において受任者に権限を
委任している場合は、受任者の情報)
を記載してください。

住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町
〇丁目〇番〇号
氏名 △△株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

印

入札参加資格審査申請時に「使用印鑑届」にて
届け出た印を押印してください。

新潟市契約規則及びこれに基づく入札(見積)条件を承認のうえ
入札(見積)いたします。

金 額	百 千 円					
	¥	〇	〇	〇	〇	〇
履 行 場 所	〇〇部〇〇課					
品 名	品 質 ・ 規 格	数 量	単 価	金 額		
△△△△	□□□□	〇〇	〇〇〇	〇, 〇〇〇, 〇〇〇		
「仕様書のとおり」という記載でも結構です。		「一式」という記載でも結構です。	数量を「一式」と記載した場合、どちらも総額を記載してください。			

(注)入札(見積)額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

電子入札等で開札の結果、同額の際に実施する
電子くじで用いるくじ番号を、次のとおり申し出ま
す。

くじ番号
000~999の任意の番号
を右欄に記載すること。

123

令和 8 年 度

消防ポンプ付救助工作車
(工作車Ⅱ型級)

仕様書

新潟市消防局

第 1 総 則

1 目 的

この仕様書は、新潟市（以下「当市」という。）が令和 8 年度に契約する消防ポンプ付救助工作車（工作車Ⅱ型級）（以下「本車両」という。）の仕様について定める。

2 適合法令等

本車両の製作は、仕様書及び承認図書によるほか、次に掲げる法令等に適合し緊急自動車として承認を得られるものとする。

- （１）動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和 6 1 年自治省令第 2 4 号）
- （２）道路運送車両法（昭和 2 6 年 6 月 1 日法律第 1 8 5 号）
- （３）道路運送車両の保安基準（昭和 2 6 年 7 月 2 8 日運輸省令第 6 7 号）
- （４）その他の関係法令等

3 車両概要

本車両は、ハイルーフ・ダブルキャブオーバー型低床式シャーシ（消防専用シャーシ）に消防ポンプ装置（消防検定 A－2 級ポンプ）、ウインチ、照明、無線電話及び救助資機材及び消防活動上必要な資機材を装備し、迅速確実に消防活動を行うことができる消防ポンプ自動車とする。

4 製作上の問題処理等

- （１）車両の保管責任は当市の最終検査を受けるまでの間は、受注者が負うものとする。
- （２）仕様内容に疑義が生じた場合または仕様の変更が必要な場合は、当市とその都度速やかに協議し、承認を得たあと施工すること。
- （３）仕様内容については、当市の解釈に従うものとする。
- （４）本車両製作にあたり、工業所有権その他の法令等に抵触する問題が生じた場合は、受注者においてこれらの問題を解決し、その旨を当市に報告すること。

5 製作上の注意

車体は、常時登録された車両総重量の状態において十分耐え得るもので、次のとおりとする。

- （１）標準装備以外の各装置及び部品の取付けは、ボルト締めを原則とすること。
- （２）車体全般にわたり、防水、防触及び防錆措置を十分行うこと。
- （３）清掃、点検、調整及び修理が容易に行えるものとする。
- （４）使用取扱い上の安全性及び操作性を十分考慮すること。
- （５）全体的に重量軽減を図り、前後左右の荷重バランスを十分考慮すること。
- （６）装備品等は機能的、かつバランスよく配備すること。
- （７）堅牢にして長期の使用に十分耐え得るものであり、かつ維持管理が経済的に行えるものとする。
- （８）洗浄ができ、かつ残水等の生じない構造とすること。また、車体等塗装剥離の恐れのある部分には適切な保護対策を講ずること。

(9) 法定点検整備が容易に行える構造とすること。

第2 提出書類

1 着手届

契約後、速やかに着手届を1部提出すること。

2 承認図書

着手届を提出後、速やかに当市と細部打合せを行うものとし、細部打合せ後、早急に次の書類（A4版に製本）を3部提出し、承認を受けること。

なお、承認後1部を受注者へ返却するものとする。

(1) 製作工程表

(2) 製作図等

ア シャシー3面図

イ キャブ改造図（空気呼吸器固定装置、後部座席改造図を含む）

ウ シャシー諸元明細書

エ 車両カタログ

オ ギ装外観5面図（縮尺1：20）

カ 車体骨組図

キ 資機材収納ボックス製作図

ク 装備品取付図

ケ ポンプ関係図

コ 真空ポンプ関係図

サ 配管図及び配管系統図

シ 電気系統配線図

ス はしご昇降装置関係図

セ ウィンチ装置関係図

ソ 照明装置関係図

タ 使用資機材明細一覧表（メーカー名及び型式）

チ その他当市が指示するもの

3 進ちょく状況の報告

製作工程ごとの進ちょく状況を示す書類、写真を1部提出すること。

4 完成図書

納入時に次の書類（A4版のファイル）を2部提出すること。

(1) 製作図

(2) 自動車車検証の写し

(3) 自動車損害賠償責任保険証明書の写し

(4) リサイクル券（預託証明書）の写し

(5) シャーシ取扱い説明書

- (6) 整備要領書
- (7) 緊急自動車届出確認証の写し
- (8) 改造自動車等審査結果通知書の写し
- (9) 総務省令で定める技術上の規格に適合した旨を示す適合証の写し
- (10) 受託試験合格及び安全基準適合プレートの写し
- (11) 消防ポンプ(真空ポンプを含む)試験成績書
- (12) 転覆角度実測証明書
- (13) 計量証明書
- (14) ポンプ取扱い説明書及び整備要領書
- (15) ポンプパーツリスト
- (16) 装備品等一覧表(保証書付き)及び取扱い説明書
- (17) 主要資機材一覧表(保証書付き)及び取扱い説明書
- (18) 納品書、納品明細書
- (19) 使用材料・使用電球・使用ヒューズ一覧表
- (20) その他当市が指示するもの

5 写真(カラーE版、またはデジタルカメラ写真と写真を保存したCD)

次に掲げる写真(A4版ファイルで製本)を、それぞれの指定部数提出すること。

- | | |
|---|----|
| (1) 完成車両(新規登録後でナンバー付き)の前後左右、斜め前後左右及び上方向から撮影したもの | 3部 |
| (2) 製作工程に基づくシャーシから完成車までの状況を撮影したもの | 1部 |
| (3) 塗装状況が確認できるもの(工程ごと) | 1部 |
| (4) 試験実施工程(転覆角度試験、重量実測試験) | 1部 |
| (5) 付属品を撮影したもの | 1部 |
| (6) その他当市が指示するもの | |

第3 シャーシ

1 諸元及び性能

- | | |
|---------------|--|
| (1) 型式 | ハイルーフ・ダブルキャブオーバー型低床式シャーシ
(消防専用シャーシ) |
| (2) 駆動方式 | 四輪駆動 |
| (3) ホイールベース | 3.5m以上3.85m未満 |
| (4) エンジン型式 | 水冷式4サイクルディーゼルエンジン |
| (5) エンジン出力 | 220PS(162kW)以上 |
| (7) トランスミッション | マニュアルまたはオートマチック |
| (8) ステアリング | パワーステアリング |
| (9) 乗車定員 | 6名以上 |
| (10) バッテリー | 155G51以上(12V150AH以上)2個 |
| (11)オルタネーター | 24V-100A以上 |
| (12) 燃料タンク | 100リットル以上 |

2 装備品

以下に定めるもののほか別表1のとおりとし、同等以上の性能を有する品を主張する場合は事前に性能資料を提出し、新潟市財務部契約課の承認を得るものとする。

- (1) エンジン回転計
- (2) エンジン油温計
- (3) 後退警報器（ON、OFF切替スイッチ付き）
- (4) キャブチルト装置（電動式）
- (5) オイルパンヒーター（10mコード付き）
- (6) フルパワーPTO（ポンプ）
- (7) トランスミッションサイドPTO（ウィンチ等）
- (8) 電子ガバナー
- (9) ABS装置
- (10) バックアイカメラ（8インチ前後の液晶モニター付き）
- (11) 専用エアコン（純正部品）
- (12) 集中ドアロック（4箇所）
- (13) パワーロック
- (14) キーレスエントリー
- (15) フォグランプ（純正部品）
- (16) LEDヘッドランプ
- (17) 純正カーラジオ（AM、FM付き）
- (18) サンバイザー（運転席及び助手席）
- (19) ステンレスサイドバイザー（4箇所）
- (20) パワーウィンドウ（4箇所）
- (21) LED室内灯（詳細別途協議）
- (22) 大型デジタル式時計（24Vバッテリー電源）
- (23) 空気呼吸器固定装置（4基）、前席助手席（詳細別途協議）
- (24) ドライブレコーダー
- (25) ETC車載器
- (26) 警告装置
- (27) その他メーカー標準装備品

3 積載品及び付属品（別表2）車両備品（別表3）

別表2・3のとおりとし、同等以上の性能を有する品を主張する場合は事前に性能資料を提出し、新潟市財務部契約課の承認を得るものとする。

第4 ぎ 装

製作台数は1台とし、ボディーは鋼板製で走行による振動等に十分に耐え得る構造で次のとおりとする。

1 完成車の寸法及び重量

- (1) 全 長 7,800mm以下

- (2) 全 高 3, 6 0 0 m m以下
(3) 全 幅 2, 5 0 0 m m以下
(4) 車両総重量 1 2 . 0 トン以下

2 主な装備品

- (1) 消防ポンプ装置 A－2級
(2) はしご昇降装置 手動式または電動式
(3) 照明装置 L E D照明装置
(佐藤工業所製 ナイトスキャンチーフ 1 6 0 W×4 灯型)
(4) 発電機 2 . 6 K V A以上の発電機 (詳細は別途協議)
(5) ウィンチ装置 最大引張力 5 . 0 トン(一層直引式)乱巻防止用ワイヤー押装置、有線リモコン付き、トン数表示機能付き
(参考銘柄 大橋機産 M C W 5 5 0 R R TまたはC W 5 0 0 2 E O R)
(6) 牽引用フック 車両前部シャシー標準1、後部、
D環フックはリヤフェンダー内部に左右各1
(7) 無線電話装置 当市現有車両から移設
(8) 車両端末装置 当市現有車両から移設

上記装備品について同等以上の性能を有する品を主張する場合は、事前に性能資料を提出し、新潟市財務部契約課の承認を得るものとする。

3 ポンプ等の材料

次に掲げるものまたは同等以上の強度及び耐久性を有するものを使用すること。

部 品 名		材 料
ポンプ	羽 根 車	日本工業規格H 5 1 1 1 (青銅鋳物)
	ポ ン プ ケ ー ス	日本工業規格H 5 1 1 1 (青銅鋳物)
		日本工業規格G 5 5 0 1 (ねずみ鋳鉄品)
		日本工業規格H 5 2 0 2 (アルミニウム合金鋳物)
	ポ ン プ 軸	日本工業規格G 4 3 0 3 (ステンレス鋼棒)
		日本工業規格G 4 1 0 2 (ニッケルクロム鋼鋼材)
	真 空 ポ ン プ	日本工業規格H 5 1 1 1 (青銅鋳物)
	真 空 ポ ン プ 軸	日本工業規格G 4 0 5 1 (機械構造用炭素鋼鋼材)
プ	重 要 動 力 伝 導 軸	日本工業規格G 4 0 5 1 (機械構造用炭素鋼鋼材)
	重 要 動 力 伝 導 歯 車	日本工業規格G 4 0 5 2 (焼入性を保証した構造用鋼鋼材(H鋼))
吸・吐水用配管		日本工業規格G 5 5 0 1 (ねずみ鋳鉄品)
		日本工業規格G 3 4 5 2 (配管用炭素鋼鋼管)
ホース結合用ネジ部		日本工業規格H 5 1 1 1 (青銅鋳物)

車の構成材	日本工業規格 G 3 1 0 1（一般構造用圧延鋼材）
銅及び銅合金部分を除く通水内面には、防蝕処置を施すこと。	

4 ギ装材料

- (1) フロアーステップ、バンパー上部、その他必要とする部分はアルミ縞板とする。

ア 車体上部	3. 5 mm以上
イ 側板	2. 0 mm以上
ウ サイドエプロン	1. 2 mm以上
エ フェンダー	1. 0 mm以上
オ フロントバンパー	3. 2 mm以上
- (2) 保護枠、計器板、蝶番、手摺りその他金属の露出部分及び外部に取付けるボルトナット類は全てステンレス製のものを使用すること。
- (3) コーキング類は弾力性があり、永年使用により硬化しないものを使用すること。
- (4) プラスチック類は全て難燃性のものを使用すること。
- (5) ゴム製品は全て耐油性の合成ゴムを使用すること。
- (6) キャブ内の床はできるだけ低くし、エンジン部等の点検が容易に行えるキャブチルト構造であること。

5 ポンプ装置関係

- (1) ポンプ操作盤(液晶タッチパネル式モニター可)は車両の左側面前部に設けること。
モニター表示は警告モニターとして冷却水及び真空ポンプ作動タイムに対する警告表示、または警報音が鳴るようにする。また、各ボールコックの開閉状況、揚水、放水の状況確認のできるモニター表示、ポンプ回転計・ポンプ圧力計・ポンプ連成計・流量計をデジタル数値により表示できる液晶式モニターであること。
- (2) 各ポンプ、各配管、各作動ボタン及び各バルブ類全体を図示したフローシート風のパネルにスイッチを組み込んだもの（液晶タッチパネル式含む）とすること。
- (3) 操作パネルの大きさは7インチ程度とし、軽量かつコンパクトとすること。
- (4) ポンプスロットルは誤作動を防止するための安全ロック機能を設けること。
- (5) 操作パネル標示は次のとおりとすること。

ア 消防ポンプ
イ 真空ポンプ
ウ ボールコック
エ エゼクターバルブ
オ 系統別配管（吐水配管、中継配管、エゼクター配管）
- (6) 操作パネルには各ポンプの作動状況、各バルブ開閉状況、揚水の完了が確認できる確認灯が取付けてあること。
- (7) 操作パネルには各ポンプの名称、各バルブの名称と開閉表示及び揚水完了の名称を表示すること。
- (8) 自動揚水作動スイッチが付いていること。
- (9) 自動揚水停止スイッチが付いていること。
- (10) 分解及び点検整備が容易にでき、かつ振動等によりゆるみ等が生じないようシャー

シフレームに確実に取付けること。

- (11) 付属装置等は点検整備及び修理等が容易にでき、かつ振動等によりゆるみ等が生じないよう確実に取付けること。
- (12) 駆動は、シャーシに付属するポンプミッションを介して行うこと。
- (13) 動力伝達はスプラインシャフト及びユニバーサルジョイント等を使用して車体のねじれ等に十分耐え、かつ異常な騒音を発しない構造とすること。
- (14) 流量計は左側ポンプ操作部に 1 個設けること。
- (15) 流量積算計は左側ポンプ操作部に 1 個設けること。
- (16) 不凍液注入装置は不凍液が逆流しない構造とし、不凍液を容易に注入できる場所に設けること。
- (17) ボールコック付き 75 mm（ストレーナー付き）の吸水口を左側ポンプ室に 1 個設け、吸水口には 75 mm 自在式エルボを取付けること。
- (18) ボールコック付き 65 mm の放水口を左側ポンプ室に 2 個設けること。
- (19) ボールコック付き 75 mm の中継口を左側ポンプ室に 1 個設けること。
- (20) PTO はセレクトレバーがニュートラルでサイドブレーキを掛けている状態でなければ接続できず、PTO がつながっている状態ではセレクトレバーをニュートラルから動かしてもギアが切り替わらない構造とする。

6 揚水装置

- (1) ワンタッチのスイッチ操作による自動揚水装置を取付けること。また、手動式を別回路で設け、真空ポンプクラッチは水圧により自動的に離脱するほか、手動でも脱着できる構造とすること。
- (2) 自動揚水装置は次の一連の操作が自動的に行えること。
 - ア 真空ポンプの動力伝達
 - イ シャシーエンジンのスロットルアップ（真空ポンプ適正回転を維持）
 - ウ 消防ポンプ本体の真空作成
 - エ 吸水口から給水
 - オ 真空ポンプ動力伝達解除
 - カ 吸水完了と同時にシャシーエンジンのスロットルダウン（アイドリング回転まで下げる。）
- (3) 無給油式の真空ポンプとし、型式は偏心回転方式またはピストン式とする。
- (4) 動力取出し装置は次のとおりとする。
 - ア 真空ポンプの駆動は、ポンプの駆動軸から真空ポンプクラッチを介して行う方式とすること。
 - イ 機能確実で振動、騒音が少なく円滑に脱着できるものとする。
 - ウ 各計器類はモニターで確認できる構造とする。

7 安全装置

- (1) 各吐水コックはノブを回すことによってロックできる構造とする。
- (2) PTO がつながっていない場合は全てのスロットルダイヤルを操作してもエンジン

回転操作ができない構造とする。ただし、ロックした場合でも安全方向（スロットルダウン）には操作できるものとする。

- (3) 上限圧力設定機能を設け、予め設定した圧力を超えないようにエンジン回転速度を自動的に減速させる構造とする。
- (4) トラブル等に対処することができるよう機器説明、点検整備法、フローチャート式の故障対策を液晶パネル等に表示できる構造とすること。
- (5) 安全装置としてワンタッチでエンジン回転をアイドリングまで下げることのできる構造とすること。

8 ウィンチ装置

- (1) 装置はフロント側に取付けること。
- (2) 動力は車両のトランスミッションサイドP T Oから取出し、専用ポンプを駆動させ作動させる。
- (3) ウィンチ（車両）とワイヤーロープの牽引角度は、前方位約15度まで対応可能とし、乱巻き、キンク等が生じない構造とする。
- (4) ウィンチドラムは、ワイヤーを無負荷で収納する際に乱巻きを防止できるものであること。
- (5) 安全装置として過負荷防止装置及び逆転防止ができるものであること。
- (6) ワイヤーロープの先端にシャックルを介して5トン用の安全チャック付きアイフック（防錆メッキ）を取付けるか、または取付け可能な構造であること。（別途協議）
- (7) アイフック収納固定装置を取付けること。
- (8) ウィンチドラムのクラッチを切断した状態でワイヤーロープが手動で容易に引き出せる構造であること。
- (9) クラッチ断、接、全ての操作がリモコンで行なえるほか、緊急時は手動操作が行なえる構造であること。
- (10) リモコン装置付きとすること。有線の場合は接続コネクタをフロントバンパー部に設け、リモコンを接続状態で収納できるものとする。
- (11) 引張り速度の調整は発電照明装置併用時でも無段階に変速操作できる方式であること。
- (12) デジタル式のテンション表示機能を設けること。

(13) 諸元性能

ア 型 式	前方向引き
イ 駆 動 方 式	トランスミッションサイドP T O油圧駆動方式
ウ 性 能	最大引張力5.0トン以上
エ ワイヤー外径	14mm
オ ワイヤー長	有効38m以上

(14) 付属品

ア ワイヤーロープ	12mm×5m	2本
	10mm×5m	2本
イ シャックル	3トン	2個
ウ 滑車	5トン	1個

エ リモコン装置 1 0 m延長コード付き 1 個

9 照明装置

照明装置はバッテリー駆動方式とし、必要に応じ車両積載状態の移動式発電機と接続することができるとともに長時間の使用に十分耐え得るものとする。

投光器等は振動に十分耐えられるよう取付けること。

- (1) L E D照明装置 参考銘柄 佐藤工業所 ナイトスキャンチーフ 1 6 0 W×4 灯型
(詳細は別途協議)
- (2) 発電機 2 . 6 K V A以上の発電機
- (3) 防滴コンセントを車体の前後左右に2つ設けること。(引出装置、ロック機能付き)

10 自動エンジン回転制御装置

ウインチ装置を使用する際、最適なエンジン回転を自動的に選択（各装置を併用して使用する際は優先される装置の最適なエンジン回転数を選択）する装置であること。

- (1) リモコン操作時のみエンジン回転数が最適な状態になり、操作していないときはアイドルリング状態に戻るものであること。
- (2) 消防ポンプと併用時は、安全のため消防ポンプの最適回転数を優先するものであること。

11 キャブ等の構造

- (1) キャブは軽量のC F R P製またはアルミ製ハイルーフ型とすること。
- (2) 車室は堅牢な天蓋及びドアを設けること。
- (3) 隊員が安全に乗車できる座席を設けること。
- (4) キャブ内の床はできるだけ低くし、エンジン部等の点検が容易に行えるダブルキャブチルト構造とすること。
- (5) キャブ内は高さを概ね1 . 6メートルとし、可能な限り広くすること。
- (6) 赤色灯はハイルーフ内に埋め込む等体裁をよくすること。
- (7) ハイルーフ内にサイレン用スピーカー及びモーターサイレンを埋め込み防雪対応とすること。
- (8) フロントバンパーはウインチ装置の取付け、強度を考慮したもので、バンパー部の張り出しは前軸より1 , 6 0 0 mm以下に収めること。
- (9) キャブ屋根はアルミ縞板作業台を設け静荷重1 0 0 k g以上を確保するとともに支点リングを8個以上取付けること。(予備タイヤ2本を固定することができるスリング及び対空表示カバー付き)

12 キャブ内装備品等

- (1) 隊員の乗降時及び走行時における安全の確保に必要な握り棒、手摺り安全帯を設け、後部座席の握り棒にはS字管フック10個以上を取付け、取付け部には補強を施すこと。
- (2) 空気呼吸器固定装置は助手席1基、後部座席背面に4基取付けること。
なお、取付けについては別途協議する。

- (3) 助手席及び後部座席は原則空気呼吸器はめ込み式とし、また後部座席は跳ね上げ式座席とすること。ただし、後部座席については空気呼吸器 4 基をはめ込みできない場合は背もたれ方式で空気呼吸器の脱着に支障とならない高さとし、跳ね上げ式ヘッドレストを取付けること。(詳細は別途協議)
- (4) ヘッドレスト付近に空気呼吸器の面体を掛けるフックを 4 個以上取付けること。
- (5) 空気呼吸器固定装置下部は収納ボックスを設け床にはスノコを敷くこと。(詳細は別途協議)
- (6) 後部座席下部に資機材収納ボックス等を設け床にスノコ等を敷くこと。(詳細は別途協議)
- (7) フロントウィンドウ上部にアシストグリップを 2 個取付けること。
- (8) ナンバープレートには前後ともアルミ製の保護枠を設けること。
- (9) オイルパンヒーターコンセント(キャップ付き)はキャブ右側外部に取付けること。
- (10) エンジンオイルレベルゲージはキャブチルトをしなくても点検できるものであること。
- (11) 室内上部には可能な限りの広さの収納スペースを設けること。(詳細は別途協議)
- (12) 後部座席上部及び上部前方にパンチングメタルタイプのルーフコンソールを取付け、移動可能なフック及び防音、すべり防止等を施すこと。
また、それぞれのコンソール内に LED 照明を各 2 個取付け、スイッチは単独で設けること。(詳細は別途協議)
- (13) 後部座席前方上部にステンレス製の手摺りを設け、移動可能な S 字フックを左右に 5 個ずつ取付けること。
- (14) ルーフネットを 2 個以上取付けること。

13 取付品及び取付装置

別表 1 のとおりとし、同等以上の性能を有する品を主張する場合は、入札参加申請時に新潟市財務部契約課へ性能資料を提出し、審査を受けること。

- (1) 赤色警光灯
 - 車両前部(標識灯、スピーカー、モーターサイレン付き)
 - ア キャブ屋根前面に取付けること。
 - イ 標識灯のスイッチを単独で十連スイッチに設けること。
 - ウ モーターサイレンのスイッチは助手席付近に単独で設け、サイレンアンプの電源が入ってない場合は鳴動しないようにすること。
- (2) 赤色点滅灯(赤色警光灯と連動)
 - ア 車両後部上方の左右対称の位置に各 2 個取付けること。
 - イ フロントバンパーまたはグリル前面左右両側に取付けること。
 - ウ フロントバンパーまたはグリル側面左右両側に取付けること。
 - エ キャブ左右両側面に取付けること。
 - オ 車体両側面の上部立上げパネルに左右対称に各 2 個取付けること。
- (3) 作業灯
 - ア 車体両側面の上部立上げパネルに二段で、上段は広範囲を照射できるものとし、下段は下方を照射するものを左右対称に 3 個取付けること。(詳細は別途協議)

- イ 車体後面上部に左右対称に取付けること。
- (4) 電子サイレンアンプ
 - ア 無線電話装置本体、各電装品のスイッチ等は運転席と助手席の間に集中コンソールボックスを設け機能的に取付けること。
 - イ 電子サイレン及び警鐘の擬似音を発することができ、かつ拡声装置としても使用できるものであること。
- (5) 照明装置 (LED)
 - ア 取付けは車体上部前方中央付近で操作が容易に行えるリモコン型とし、スイッチは車両左側または右側前方に取付けること。(詳細は別途協議)
 - イ 自動に可動する構造とすること。
- (6) 後退灯
 - 後退灯は車両後部左右の支障とならない位置に取付け後退警報機 (ON、OFF 切替スイッチ付き) と連動させること。
- (7) 標識灯
 - 標識灯は黄色とし、丸ゴシック体の黒文字で「江南特救」と記入すること。
 - なお、赤色灯内の中央とし、構造上困難な場合はキャブ側面に 2 箇所設けること。
- (8) 電動モーターサイレン
 - 自動吹鳴及び減音スイッチは十連スイッチに設け、手動用スイッチを単独で助手席付近に設けること。(サイレンアンプの電源が入ってない場合は鳴動しないようにすること。)
- (9) はしご昇降装置 (佐藤工業所 SSA-II または同等品以上のもの)
 - 三連はしごとかぎ付きはしごを積載し、車体上部左側で車体上部の作業スペースを有効に確保できる場所を取付けること。
 - なお、梯子固定器具は梯子を収納しない場合、ガタツキ等が生じない処置を施すこと。
- (10) 収納箱
 - ア 救助用ゴムボート一式を収納した箱を積載し、車体上部右側に取付けること。
 - なお、ボートフックを含め固定方法については別途協議する。
 - イ ボート本体及びパーツは可能な限り箱に収納し積載すること。
 - ウ 船外機は車両側面シャッター内にブラケット等を設け固定すること。
- (11) フレキシブルマイク
 - 運転席右側上部に取付け、直近にスイッチを設けること。
- (12) フレキシブルマップランプ
 - 助手席側上部及び後部座席左右に設けること。
- (13) 収納ボックス
 - ア 収納ボックス内には全て LED による照明装置を取付け、ボックス開放時に作動させること。
 - なお、メインスイッチはキャブ内とすること。
 - イ 鍵の差込口は常時鍵穴に接している構造であること。
 - ウ ボックス内には配線やコード類を隠蔽して防水加工とすること。
- (14) ドライブレコーダー

車両前方（およそ3車線）及び車内（運転席及び助手席）を記録できる2カメラ式とし、常時録画及び衝撃を感知した際に映像を記録する機能を有するものを取付けること。

(15) 警告装置

キャブ内で扉の開閉状態、照明装置、三連はしご昇降装置の状態が確認できる監視モニターまたは視認性に優れたワーニング状態を確認できるランプ等を設けること。
（詳細は別途協議）

14 車載品（救助用資機材）

安全確実に積載、装備等ができ、容易に取外しができる堅固な装置を備え、別表4のとおりとし、同等以上の性能を有する品を主張する場合は入札参加申請時に新潟市財務部契約課へ性能資料を提出し、審査を受けること。

15 車体の形状及びぎ装要領

(1) 車体の区画

ア 車体前部左側はポンプ室、右側は照明電源とし、中央から後部は車体中央で左右に分割し、さらに両側を3～5区画に分割し資機材を収納、車体後部はホースカーを積載する構造であること。

なお、積載資機材の寸法により収納が困難な場合はこの限りでない。

イ 下部は可能な限り大型の収納ボックスとすること。

ウ 各区画には、収納する資機材に合わせた鋼板製の棚を設けること。

(2) 資機材の収納方法

ア 可能な限り同一用途ごとにまとめること。

イ 重量物は可能な限り下部に収納すること。

ウ 積載する資機材に応じて、ローラーまたは引き出し装置を設け、容易に車外に引き出せる構造とすること。（収納場所は別途協議）

(3) ロープ、カラビナ等は、容易に出し入れが可能な吊り下げフック付きの引き出しレール式とすること。

また、収納スペースを有効活用するため、必要により積載資機材をパネル等に固定し片開きで収納庫が手前に取出せるようにすること。

(4) 車体の形状はボックス型とし、後方の視認性がよい構造であること。

(5) ぎ装は努めてアルミ板及びステンレス鋼を使用し、総合的な重量軽減を図り車両全体の重量バランスを考慮して施工すること。

(6) 車体の骨組みは、完全に自立する構造とし、側板、腰板等に直接大きな荷重を負担させないこと。

また、積載枠は積載する資機材等の変更に伴う改造が容易に行なえるユニット式とすること。

(7) 車体上面は十分強度があり、雨水等が滞留及び車体内部に浸水しない構造とすること。

(8) ポンプ操作部下部はステンレス張りとし、残水等が滞留しないよう傾斜を設けるこ

と。

- (9) シャシーに骨組みを取付ける場合は、リベット接手またはボルト締めとし、主要部分のボルトにはダブルナット等の使用により緩み止め防止措置を施すこと。
- (10) シャシーフレームにぎ装上の構造物、枠組み取付け台等を取付ける場合は、原則として弛緩しない方法でボルト締めとすること。
- (11) 主要積載品及び取付品は、それぞれ強固な固定装置を設けて積載するか、または取付けること。
- (12) 危険防止のため、手摺り、足掛かり、握り棒を必要な場所を取付けること。
- (13) ステップは周辺折り曲げ構造とし、ブラケット、手摺り、握り棒等を取付ける部分には十分な補強を施すこと。
- (14) 車体の重要な点検箇所及び主要部分には点検整備に必要なスペースを確保するとともに、必要な箇所には点検口または点検扉を設けること。
- (15) 燃料給油口は給油に際し容易な位置に設け、給油口には燃料の種類と容量を記入すること。
- (16) 後部フェンダーはタイヤチェーン着装時の走行、タイヤ交換及び積雪時のチェーン掛けの障害とならないよう十分に大きめの構造で反転式ステップのチェーンレスとすること。
- (17) 車体上部は作業が容易に行えるようフラットとし、両脇の赤色点滅灯と作業灯が埋め込めるよう二段手摺り程度の外壁を設け内側はステンレスの縞板とする。
なお、高さ等詳細については別途協議する。
- (18) 床、ステップ等は雨水が溜まらない構造とすること。また、車体上部の縞板の継目は雨水の漏洩を防止する措置を施すこと。
- (19) 車体上部は無線装置、GPSアンテナ等を容易に取り付けられることのできるステーを上部立ち上げの壁に取り付けること。(詳細は別途協議)
- (20) アルミ縞板を取付け時のコーティング要領については別途指示する。
- (21) 車体上部中央に可能な限りアルミ製収納箱(鍵付き)を取付けること。
なお、寸法については可能な限り大きくし、蓋の開放は約120度とし、蓋と本体はチェーン等で固定すること。(詳細は別途協議)
- (22) 排気管は耐熱措置(カンペハピオ耐熱塗料600℃または同等のもの)を施すこと。
- (23) 車体の形状は努めてデパーチャーアングル、アプローチアングル及び重量バランスを考慮すること。

16 資機材収納等

(1) ポンプ室

- ア 点検整備が容易に行える広さとし、上部に点検口及び手摺りを設けること。
- イ 側板は密閉型で吸・吐水コックの補修に必要な箇所の取外しが可能であること。

(2) ホースカー収納室

- ア 車体後部に設け、ホースカーの出し入れが容易に行なえる構造とすること。
- イ ホースカーの上にホース(50mm×4本)及び管そう2本、二又分岐が積載可能な収納枠を設け収納すること。

なお、ホースカー本体に管そう、二又分岐が収納可能な場合はこの限りでない。

- ウ ホースカー収納時のロック装置は二重ロック構造とし、操作が容易で、かつ振動等により外れないものとする。
- エ ホースカーとの固定は安全確実で、車両走行時において落下防止の措置を十分に講じること。
- オ ホースカー収納室に可能な限り排気ガスや巻き上げられた粉塵等が流入しない措置を講ずること。（詳細は別途協議）

（３）資機材収納棚

- ア 資機材に応じ収納するアルミ箱を取付けること。（資機材については別表４のほか当市が指示するもの）
- イ 車体側面前部左側には、吸水管を収納すること。（詳細は別途協議）
- ウ 資機材収納棚は資機材を効率的に積載でき、かつ使用に際し資機材等の出し入れが容易に行える構造とすること。
- エ 各棚に積載資機材を固定する脱着が容易な固定装置（固定金具またはマジックバンド式ベルト等）を設けること。
- オ 各棚に取外しが可能なスノコ板を敷くこと。
- カ 各棚の段ごとに内径１５ミリメートル程度の水抜き穴を設け、最下段の穴にパイプを接続し車体下方まで延長すること。
- キ 救命索発射銃の収納は鍵付きボックスを設け格納すること。
- ク キャブとぎ装部の間に可能な限り資機材収納庫を設けること。（詳細は別途協議）

（４）扉等の構造

- ア 下開きダンパー式のステップ兼用とし、すべてフラットかつ極力隙間のないようにすること。
（チェーンレス）
- イ 扉は雨水等が進入しない構造の蓋式とすること。
- ウ 扉の内側はアルミ縞板張りとする。
- エ ドアロック（オートラッチ）を左右２箇所に取り付けるとともに、ロック状態が確認できるよう反射テープを張り付けること。構造上取り付けが不可能で当市が認めた場合は１箇所とすることができる。（詳細は別途協議）
- オ 全ステップの全側面に反射テープを張り付けること。
- カ 車体側面及び後面は全てシャッター方式（塗装は車体と同色）とし、その構造は次のとおりとする。
 - （ア）シャッターはアルミ合金製ローラー方式で、耐久性・防水性を有し、開閉が任意の位置において停止できる機能を有すること。
 - （イ）開閉方式はバーハンドル式（閉鎖用ステー及びロック装置付き）とする。
 - （ウ）シャッターの取付けは、走行等の振動で歪んだり、ガタついたりしないよう確実に行うこと。

17 配管等

- （１）管系統は吸水配管、吐水配管、冷却用配管、残水排除用配管、エゼクター配管及び計器配管等からなるものとする。

- (2) 摩擦損失が少なくエアポケットを生じない構造とするとともに、残水しないよう努めて下り勾配とすること。
- (3) 吐水圧力によるたわみ等の影響を考慮して確実に固定すること。
- (4) 放水口・中継口及び吸水口等はできるだけ低い位置に設けるとともに、ホース接続等の操作を考慮し適切に並べること。
- (5) 防食処理を施すこと。
- (6) 適当な位置に緩衝装置（端面を防食処理したもの）を設けること。
- (7) 残水排除用配管（ドレン）はパイプ等により車体下部まで延長し、排水できる構造とすること。
- (8) 吸水配管には逆流防止弁を設けること。

18 その他の取付品等

- (1) 昇降用はしご、ステップ等
 - ア 車体後部右側及び側面に展開式はしごまたはステップを体裁よく取付けること。（詳細は別途協議）
 - イ キャブ後部ドア両側の下方に乗降用ステップを取付けること。
- (2) 手摺り及び握り棒
 - ア 車体上部の周囲の必要な箇所に二段式の手摺りを取付けること。
 - イ 車体前部右側昇降用タラップの付近に握り棒を取付けること。
 - ウ その他、車両整備等に必要な場所に手摺りまたは握り棒を取付けること。
 - エ キャブ前面に窓ふき用のアシストグリップを2個取付けること。
- (3) バッテリーは引き出し装置付きで雨・雪が入らないボックスを取付けること。
なお、コード類はバッテリーの出し入れに支障がないよう十分な余裕をとること。
- (4) マップケースを後部座席前方握り棒中央付近に取付けること。
- (5) 後部反射器は車両後部両側に取付けること。
- (6) 消防章はキャブフロント部に黒色の台座を設けて取付けること。
- (7) 各フェンダーにゴム製の泥除けを取付けること。また、車体部との間の当市が指定する位置にアルミ縞板を取付けること。
- (8) 車両前面及び車両後部に牽引用フックを設け、許容荷重を表示すること。
- (9) 携帯拡声器をキャブ天井中央付近にブラケットを設け取付けること。
- (10) 後部座席後方パネル最上部に防火衣等を掛けるフックを4個以上取付けること。
- (11) 車体後部及び内部に車輪止の収納枠を設けること。（車輪止4個）

19 電装品関係

- (1) 各電装品の電気配線及び無線電話装置関係の配線はキャブ内張り内を通すこととし、キャブ本体の貫通部は雨水等の漏れを防止するとともに電装品及び各配線の取付け箇所が容易に点検できる構造とすること。
- (2) 配線及びコネクター等は防水及び防錆性能を有するものを使用し、コネクター等に雨水等が直接かからない措置を講ずること。
- (3) 各装置のスイッチは十連スイッチを設けて取付け体裁よく納めること。
- (4) 電装品のスイッチを十連スイッチに設けること。

- (5) 各装置のヒューズは集中コンソールボックスの付近に専用のボックスを設け取付けるとともに、ヒューズごとに銘板を取付けること。
- (6) 資機材収納ボックス等の照明灯
 - ア 各資機材収納ボックス内を有効に照明できる保護枠付照明灯（ＬＥＤ）を各段ごとの左右に必要な分（車体後方吸水管収納ボックスは、左右各２個）設け、点灯及び消灯を扉の開閉と連動する構造とするとともにメインスイッチを十連スイッチに設けること。（詳細は別途協議）
 - イ ポンプ室内に内部を有効に照明できる保護枠付照明灯（ＬＥＤ）を設け、スイッチを十連スイッチに設けること。（詳細は別途協議）
 - ウ ポンプ操作部に操作部を有効に照明できる保護枠付照明灯（ＬＥＤ）を設け、スイッチを直近に設けるとともに、メインスイッチを計器灯と連動で十連スイッチに設けること。
- (7) 路肩灯は左右後輪付近に取付けること。
- (8) 車幅灯はキャブ後方及び車両後方に取付け、スモールライトと連動させること。

20 車載用無線装置等

車載型無線装置等は現有車両から移設するものとし、その仕様は別紙「車載型無線装置及び車両運用端末装置移設仕様書」によるものとする。

第５ 塗装等

1 塗装要領

塗装、メッキ及び文字の記入は上質な材料を使用し、入念に仕上げること。

(1) 下地

- ア 完全な錆落とし
- イ 洗淨
- ウ プライマー塗り
- エ 水研ぎ
- オ サーフェーサー塗り
- カ 完全乾燥

(2) 上塗り

- ア 下地塗装が十分乾燥した後実施
- イ ラッカー３回塗り以上
- ウ 熱風乾燥または焼付け
- エ コンパウンド及びワックスによる磨き仕上げ

2 塗 色

- (1) 朱色（関西ペイントXB-327-F13ウレタン60または同等品以上）
 - 車両外面
 - 塗料はVOC（揮発性有機溶剤）削減、環境負荷物質（鉛など）を一切含んでいな

い等の環境を考慮したハイソッドウレタン塗料を使用すること。

(2) オリエンタルグリーン

ポンプアッセンブリー

(3) 黒色

ア フェンダー内

イ 車体下廻り

ウ ホースカー室内

(4) 銀色

ア ポンプ室及びボックス内

イ 床板

ウ ステップ

エ 車体上部

(5) その他

(2) 及び (3) については塗装前にピッチングコートまたは同等の塗装を施すこととし、(3) ア及びイについては入念に防錆処理を施すこと。

3 メッキ

次の部分には良質なクロムメッキを施すこと。ただし、鉄製品については銅メッキを施した後クロムメッキを施すこと。(ステンレス、アルミ製品を除く)

(1) 各操作バルブ、レバー、ハンドル類

(2) ボックスの蝶番、止め金具類

(3) 各種保護枠

(4) 手摺り

(5) その他別途指示するもの

4 文字等の記入

(1) キャブ両側に、丸ゴシック体の白文字で、左右とも左読みで「新潟市消防局」(約 1 3 0 m m 角)「江南消防署」(約 1 3 0 m m 角)と二段で記入すること。

(2) 対空表示をキャブ屋根上に、丸ゴシック体の白文字で「新潟」(約 6 0 0 m m 角)「江南 R」(約 6 0 0 m m 角)と二段で記入すること。

(3) 車両前後の指示位置に、丸ゴシック体の白文字で「江南 R」(約 7 0 m m 角)と記入すること。

(4) 車体両側に特別救助隊章を貼付けること。(大きさにおいては別途指示)

(5) 車体左右側部のシャッターには新潟仕様(稲妻 N)マークを白色で記入すること。

(6) 車体後部のシャッターには特別救助隊の文字を丸ゴシック体の白文字で記入すること。(大きさにおいては別途指示)

(7) その他、マーキング等のデザインについては別途打合せによるものとする。

(8) 上記文字及びラインについては反射材を使用すること。

(9) その他デザインについては別途打合せによるものとする。

(10) 文字標示等の施行については新潟市屋外広告物条例に基づくものとする。

第6 検 査

1 検 査

本仕様書、承認図書及び協議事項に基づいて行うものとする。

ただし、一部の検査については社内検査成績表等により省略するものとする。

2 中間検査

(1) 当市が必要と認める場合に実施するものとし、時期等については、製作工程を考慮し行うものとする。

(2) 検査を行う場合、受注者は製作工程等を考慮し検査日の14日前までに当市に依頼文書を提出すること。

3 最終検査

新規登録後、当市が指定する日時及び場所で行うものとし、検査の結果不備事項または不合格品がある場合は当市の指示する日までに改修または取替えを行い、再度検査を受けるものとする。

第7 補 則

1 登録等の経費

納入までに要する経費等は受注者の負担とする。ただし、車両登録に要する経費のうち、自動車損害賠償責任保険、自動車重量税及びリサイクル費用は当市が負担する。

2 保証期間

納入の日から起算して2年間とし、保証書を提出すること。ただし、保証期間経過後といえども、設計、製作、材料等の不良に起因する不具合が生じた場合は、不適合を知った日から1年以内は受注者の責任において無償で修復または取り替え等を行うこと。また、故障等が生じた場合の修理等については速やかに対応すること。

3 納 入

(1) 新潟運輸局新潟陸運支局の新規登録を受けた後、各部の点検整備、燃料を満タンとし清掃手入れを実施のうえ納入すること。

(2) 納入場所は、新潟市中央区鐘木257番地1 新潟市消防局とする。納入及び研修後、新潟市江南区泉町3丁目2番1号 新潟市江南消防署へ配備する。

4 取扱い説明

納入者は、当局が別に指示するとおり本車両及びぎ装装備品等の取扱いについて専門係員を派遣し取扱い説明を行うこと。

5 納入期限

令和10年2月25日（金）

6 業務評価

契約終了後、この契約に対して業務評価を実施する。

別表 1 取付品及び取付装置

番号	品 名	数	仕 様 等	積載別
1	車載無線電話装置	1 式	別紙仕様書のとおり	装備
2	車載端末装置・GPS 装置	1 式	別紙仕様書のとおり	装備
3	ポンプ圧力計	1 個	液晶デジタル式 目盛 0～3.5MPa 以上	装備
4	ポンプ連成計	1 個	液晶デジタル式 目盛 1～2MPa	装備
5	赤色警光灯 フロント	1 式	CFRP またはアルミ製ハイルーフ一体型	装備
6	赤色点滅灯 フロントグリル内左右各2 フロントバンパー側面左右各1	1 式	ウイレ製 WIONSMBR24 WIONSMBR24	装備
7	後部点滅灯 車体後部左右各 2	1 式	ウイレ製 M6FCR24 (減光スイッチ取付位置及び 点滅灯取付位置は別途協議)	装備
8	キャブ中央側部点滅灯 側部左右	1 式	ウイレ製 M6FCR24(キャブ側面で赤色警光灯が確 認できる場合は不要とする。)	装備
9	両側部点滅灯 車体上方側部左右	2 式	ウイレ製 M6FCR24	装備
10	作業灯 後部左右 車体両側上部	1 式	ウイレ製 M7ZC24 1 式 (取付位置は別途協議) PELCC24 3 式 (取付位置は別途協議)	装備
11	テールランプ	1 式	小糸製作所製 LEDRL-24 左右 1 式 (取付位置は別 途協議)	装備
12	ウィンチ装置	1 式	大橋機産 MCW550RRT (リモコン付き) または CW5002EOR	装備
13	照明灯(LED) 装置	1 式	佐藤工業所製 ナイトスキャンチーフ LED NEXT160W-4 灯 発電機 2.6KVA 以上の発電機	装備
14	路肩灯	2 式	バス型 LED (認定品 24V25W)	装備
15	電子サイレンアンプ	1 式	大阪サイレン TSK-D152 マイク MC-D1L (延長用コード付き) フルキシルマイク (UD-200A)	装備
16	モーターサイレン 自動断続吹鳴装置	1 式	大阪サイレン 7N 型 (装備不可能な場合は代替品を取付け 車体に防雪措置を施すこと。)	装備

1 7	真空計	1 個	液晶式デジタル表示	装備
1 8	ポンプ回転計	1 個	液晶式デジタル表示	装備
1 9	流量計	1 個	液晶式デジタル表示	装備
2 0	積算流量計	1 個	液晶式デジタル表示	装備
2 1	不凍液注入装置	1 式		装備
2 2	車外無線送話機取出口	2 式	左右	装備
2 3	はしご昇降装置	1 式	手動式または佐藤工業所 SSA-II 車体上部左側	装備
2 4	ボート収納箱	1 式	銀ボックス（車体上部右側）	装備
2 5	地図等収納ボックス	1 式	A3 サイズ	装備
2 6	バッテリー引出し装置	1 式	ボックスタイプ	装備
2 7	エンジン点検灯	1 式		装備
2 8	車幅灯	2 式		装備
2 9	消防章	1 個	サイズ 150 mm	装備
3 0	フレキシブルマップランプ	3 式		装備
3 1	空気呼吸器固定装置	4 基	ベルト固定式	装備
3 2	空気呼吸器固定装置（助手席）	1 基	ベルト固定式	装備
3 3	呼吸器下部収納ボックス	1 式		装備
3 4	呼吸器はめ込み式リアシート	1 式	リアシート上下落とし込みも可	装備
3 5	バックアイカメラ	1 式	8 インチ前後の液晶チューナーレステレビ付き	装備
3 6	大型デジタル時計	1 個		装備
3 7	サイドバイザー	1 式		装備
3 8	跳ね上げ式シート	1 式	跳ね上げ式ヘッドレストも可	装備
3 9	キャブ室内灯	1 式	脱着式遮光カバー付き	装備
4 0	LEDヘッドランプ	1 式	純正品	装備
4 1	ナンバー枠	1 式	前後	装備
4 2	フック	1 式	フック（大 10・小 10）、面体掛け 4	装備
4 3	後退警報機切替	1 式		装備
4 4	サイド P T O	1 式		装備
4 5	ドライブレコーダー	1 式	セルスター製 CS-41FH（メイン・サブ） （記録メディア SDHC カード 32GB） 予備 SDHC カード 32GB	装備
4 6	警告装置	1 式		装備
4 7	E T C 車載機	1 式		装備

別表2 積載品及び付属品

番号	品名	数	仕様等	積載別
1	吸管類 吸管（金具付き） 1本 吸口エルボ 1個 吸口ストレナー 1個 吸管ストレナー 1個 吸管ちりよけ籠 1個 吸管まくら木 1個 吸管ロープ 1本	1式	軽量吸管 75mm×10mエキスパン金具 YONE製 AS-75SSW プラスチック製（75mm） 止めゴム付き ワンタッチ式、ゴム製 クレモナ 10mm×15m	積載
2	消火栓金具	1個	YONE製 PR-75 75mmメスネジ×65mm差込メス （ロープ引上式、マジックバンド付き）	積載
3	中継用媒介金具	1個	75mmメスネジ×65mm差込メス	積載
4	吸管スパナ	2本	スロッター型	装備
5	管そう	1式	リニアノズル（結合部 65mm 差込式） 1本 特殊ノズル NV-65W. II 65mm 1個 NH-50QF（バンド付き） 2本 PEH-50AA（バンド付き） 2本 ダブコンプーストノズル（YONE製 NV-65W・BT新潟仕様） 2個	積載
6	放口媒介金具	1式	YONE製 65mmメスネジ×65mm差込メス 4個 YONE製 65mmメスネジ×50mm差込メス 2個	積載
7	手工具類 ポンプ工具 1式 金てこ 1本 角スコップ 1丁 剣先スコップ 1丁 斧（大斧・剣付き） 1丁 のこぎり 1本 ツルハシ（ハチヅル） 1丁 かけや 1本 補修用塗料 1式 冷却水ストレナースパナ 1本	1式	長さ約 1200mm・幅 32mm・重量約 2.8kg 長さ約 935mm・重量約 3.8kg 材質（柄）グラスファイバー Silky マスター 330 長さ約 900mm・重量（頭）約 3.8Kg 材質（柄）グラスファイバー 500cc はけ 3本	装備
8	とび口	1式	長さ 1.8m 2本 長さ 1.0m 2本	装備
9	消火器	1本	自動車用粉末 20 型（固定金具付き）	装備

1 0	消防用ホース	1 式	65mm×20m 耐圧 1.6MPa 20 本 50mm×20m 耐圧 1.6MPa 10 本	積載
1 1	二又分岐管	1 個	YONE 製 WB-65MC	装備
1 2	媒介金具 異径媒介 異径媒介 異径媒介 同径媒介 同径媒介 同径媒介	1 式	YONE 製 75mm ｼﾞｮｲﾝﾄ×65mm 差込ｽﾚｯﾄﾞ 1 個 (ﾛﾝｸﾞﾀｲﾌﾟ) 65mm 差込ｽﾚｯﾄﾞ×50mm 差込ｽﾚｯﾄﾞ 2 個 65mm 差込ｽﾚｯﾄﾞ×50mm 差込ｽﾚｯﾄﾞ 2 個 65mm 差込ｽﾚｯﾄﾞ×65mm 差込ｽﾚｯﾄﾞ 2 個 50mm 差込ｽﾚｯﾄﾞ×50mm 差込ｽﾚｯﾄﾞ 1 個 65mm 差込ｽﾚｯﾄﾞ×65mm 差込ｽﾚｯﾄﾞ 2 個 50mm 差込ｽﾚｯﾄﾞ×50mm 差込ｽﾚｯﾄﾞ 1 個	積載
1 3	ホースバンテージ	10 枚	ｷﾝﾊﾟｲ HB-100	積載
1 4	ホースバンド	2 本	OH-1 型 (肩掛けﾊﾞﾝﾄﾞ付き)	積載
1 5	応急処置用セット	1 式	災害少人数用救急箱 (5～10 人用)	積載
1 6	運搬台車	1 台	耐荷重 300Kg	装備
1 7	ホースカー (加納式)	1 式	東京ｻｲﾚﾝ ｶｰ式 TS-120B 管そう 2 本、二又分岐金具取付装置 (詳細は別途指示)、ホース収納上枠、ﾊﾞﾝﾄﾞ付き	装備
1 8	エマージェンシーハンマー	1 式	車からの緊急脱出用	装備

別表 3 車両備品

番号	品 名	数	仕 様 等	積載別
1	自動車工具	1 式	標準付属品	積載
2	タイヤチェーン	1 式	亀甲型ｼﾝｸﾞﾙﾚﾝ(ﾊﾞﾝﾄﾞ含む) 2 組	積載
3	フロアマット	1 式	標準品	積載
4	車輪止	4 個	ｺﾞﾑ製	積載
5	非常用信号用具	1 本	発煙筒 (標準付属品)	積載
6	三角表示板	1 個	ﾎｰﾀｰ工業 PGS-53	積載
7	赤旗	1 本	柄は木製、旗の大きさ 30cm 角	積載
8	LED 合図灯	3 本	ﾎｰﾀｰ工業 RKC-N2 アルカリ電池付	積載
9	スノータイヤ	1 式	ｽﾀｯﾄﾞﾚｽ (ﾎｰﾙ付き)	積載
1 0	ラバーコーン	4 個	PC-450 高さ 45 c m (ｺﾝﾍｯﾄﾞ付き)	積載
1 1	方向指示板	1 枚	ﾎｰﾀｰ工業 TP-70	積載
1 2	ブースターケーブル	1 組	大型車用	積載
1 3	牽引用ワイヤー	1 本	長さ 約 5m	積載
1 4	グリスポンプ	1 個	もみ式 容量 300 g	積載
1 5	踏み台	1 個	ｸﾗﾌﾀｰｽﾞ ｳｰﾙｳｪｲﾄ L (同等品可)	積載
1 6	工具箱	1 個	KTC SK4512WMZ	積載

別表 4 車載品一覧表（救助用資機材 省令別表 1， 2）

番号	品 名	数	仕 様 等	積載別
一般救助器具				
1	かぎ付きはしご	1 基	KHFL-TOT31	積載
2	三連はしご	1 基	KHFL-SIW87（表引き）	積載
3	救命索発射銃	1 式	M-63（登録含む）	積載
4	救助用縛帯	1 式	ヘルメットレス C061AA00 1 個	積載
5	カラビナ	1 式	KA-10KS 20 個，KA-12K-S 6 個	積載
6	滑車	5 個	KT-02A 型	積載

重量物排除用器具				
1	油圧ジャッキ	2 式	ファーストレスポンスジャッキ FR-485	装備
2	大型油圧スプレッダー	1 式	ホルマトロペンティオン スプレッダー PSP40CL 1 台 40CL 用チェーン（ケース入）PCS02 1 式 チェーンアダプター PAS01 1 式 専用バッテリー PBPA228 2 個 専用充電器 PBCH4 1 個 メインパワーコネクター 1 本 オンツールチャージコート POTC1 1 本 デインジチェーンコート DCPC1 1 本 ホルマトロ シャープエッジカバー SEP5 1 セット ホルマトロ ロックブロック B セット 1 セット	積載
3	ラムシリンダー	1 式	ホルマトロペンティオン ラムシリンダー PTR40 1 台 ラムサポート HRS22NCT 1 台 専用バッテリー PBPA228 2 個 専用充電器 PBCH4 1 個 オンツールチャージコート POTC1 1 本 デインジチェーンコート DCPC1 1 本	積載
4	可搬ウィンチ	1 式	チルホール TU-16（ワイヤー 20m 付き）	積載
5	ワイヤーロープ	1 式	3m×2，5m×2，10m×1 各 1 （10mm かつま仕上げ，輪の大きさ直径 27cm 幅 5cm）	積載
6	ベルトスリング	1 式	SG4E 幅 75mm×3m 2 本 SG4E 幅 75mm×5m 2 本	積載

7	マット型空気ジャッキ	1 式	リフトバック HLB11 2 枚 リフトバック HLB31 2 枚 調整器 HDC12J 1 個 レギュレーター PRV12J 1 個 開閉ホース SOH12 4 個 エアホース (10m) 青, 黄 各 1 本	積載
---	------------	-----	---	----

切断用器具				
1	大型油圧切断機	1 式	ホルマトロ ペンティオン PCU40 1 台 専用バッテリー PBPA228 2 個 専用充電器 PBCH4 1 個 オンツールチャージコート P0TC1 1 本 デインジャーチェーンコート DCPC1 1 本	装備
2	エンジンカッター	1 式	マキタ CE004GZ 1 台 ターボレーザーフレット A-51035 1 枚 パワーソックス XGT8 A-74837 1 式 鋳鉄管用フレット 金属溶着 A-36631 1 枚 鉄工用フレット A-51770 10 枚	装備
3	チェーンソー	1 式	充電式チェーンソー マキタ MUC030GZR2 (チェーンソーバーセット) 1 台 専用リチウムイオンバッテリー BL4040F A-73841 2 個 多口充電ケース BCC01 A-78346 1 個 チェーン刃 95TXL A-79784 2 個	積載
4	チップソー	1 式	充電式チップソー マキタ CS001GZ 1 台 パワーソックス XGT8 A-74837 1 式 チップソー刃 DC ホワイトメタル A-73570 2 枚	装備
5	レシプロソー	1 式	充電式レシプロソー マキタ JR002GZ 1 台 パワーソックス XGT8 A-74837 1 式 レシプロソーフレット BIM74 A-78237 5 本 レシプロソーフレット HM3 A-61662 2 本	装備
6	鉄線カッター	1 本	ボルトクリップ BC-0760 1 個	積載

破壊用器具				
1	ハンマー	1 本	長さ約 920mm・重量（頭）約 5.7Kg 材質（柄）グラスファイバー（10 ポイント）	
2	削岩機	1 式	充電式ハンマ マキタ HM004GZ（十字フルポイント付き） 1 台 ハンマキャリア A-78782 1 台 十字フルポイント A-59368 1 本 コールドチェisel A-21375 1 本 スケーリングチェisel A-25208 1 本	積載
3	ハンマドリル	1 式	充電式ハンマドリル マキタ HR005GZK フルポイント 十字フルポイント A-73483 2 本 コールドチェisel A-17354 2 本 スケーリングチェisel A-55544 2 本 ドリルビット 40 mm×570 mm A-58908 2 本 ドリルビット 20 mm×520 mm A-58796 2 本 ドリルビット 10 mm×340 mm A-58431 2 本	

測定器具				積載
1	複合ガス測定器	1 台	GX-6100（ケース付） ガス 4 種類（CH ₄ 、O ₂ 、H ₂ S、CO）に加え、2 種類（CL ₂ 、NH ₃ ）の測定が可能であること	積載

呼吸保護用器具				
1	空気呼吸器	5 式	NM30 CS 面体付き （面体保護カバー、コナーテープ付き）	装備
2	空気呼吸器予備ボンベ	5 本	カーボン FRP ボンベ 6.8L 29.4MPa （ボンベカバー付き）	装備
3	簡易呼吸器	2 式	ダッシュ 10 II（EBA-10）	装備
4	防塵マスク	5 式	1010A 型（フィルター 20 個付き）	積載
5	送排風機	1 式	大西電機 BM-C（防爆型） 1 台 フレキシブルダクト 5m SE-300E 2 本	装備

隊員保護用器具				
1	革手袋	5 双	支給品	積載
2	耐電手袋	5 双	YS-101（サイズ L）	積載
3	安全帯	5 本	第 1 種ショックアブソーバー付き（新潟仕様）	積載
4	防塵メガネ	5 個	山本光学 YG-503PET-AF	積載

5	防毒マスク	5 個	HR09-M60W マルチガスタイプ (予備吸収缶 1 組付き)	積載
6	耐電衣	2 着	YS-121-46-04 (サイズ LL)	積載
7	耐電ズボン	2 本	YS-122-11-04 (サイズ LL)	積載
8	耐電長靴	2 足	YS-111-09-07 (27 c m)	積載
9	フルボディハーネス	5 式	新潟市消防局仕様	積載
10	プロテクター	5 式	シルバーフォックス エルボーパッド SP300 ニーパッド SP400	積載

水難救助用器具				
1	潜水器具	2 式	潜水用ウェットスーツ モビータック：FDP 型 1 ジャケット XXCT-160000 (1) 生地厚さ：4.5 mm カラー：NOR LY/NP BLK LY/NP 最も耐久性に優れたものとし、裏生地は最新の起毛素材とする。 (2) スタイル：ボレロ型、前開きファスナー (3) ファスナー：両袖（外側 23cm 程度） (4) リフレクター：胸 2 箇所 (5) 配色及びデザイン：詳細は打ち合わせとする。 (6) 名入れ：背中部に白色角ゴシック体で「新潟市消防局」「NIIGATA CITY FIRE BUREAU」を 2 段で体裁よく入れること。 胸部に黒色角ゴシック体で「新潟市消防局」と入れること。 ※名入れの位置、文字大きさ、書体、色等は詳細打ち合わせ 2 ロングジョン XKCC-41000 (1) 生地厚さ：4.5 mm カラー：NOR LY/NP BLK FX/NP 最も耐久性に優れたものとし、裏生地は保温性に優れた最新の起毛素材とする。 (2) ファスナー：左脇（20cm）、裾（30cm） (3) リフレクター：腿 2 箇所	積載

			(4) ニーパッド：耐久性に優れたものとする。 (5) リペアキット：補修用具 (6) 配色及びデザイン：詳細は打ち合わせとする。 潜水用ドライスーツ モビータック：DRSC-AY 型 XHCD-12000 (1) 生地厚さ：4.5 mm カラー：NOR LY/NP BLK FX/NP 最も耐久性に優れたものとし、裏生地は最新の起毛素材とする。 (2) ファスター：背中 (3) リフレクター：胸 2 箇所, 膝上裏 2 箇所 (4) ニーパッド：耐久性に優れたものとする。 (5) フットパッド：左右一対 (6) ドライフット：XHCR-820000 5FX/LY/FD (7) リペアキット：補修用具 (8) 名入れ：背中部に黒色角ゴシック体で「新潟市消防局」「NIIGATA CITY FIRE BUREAU」を 2 段で体裁よく入れること。 胸部に黒色角ゴシック体で「新潟市消防局」と入れること。 ※名入れの位置, 文字大きさ, 書体, 色等は詳細打ち合わせ (9) 配色及びデザイン：詳細は打ち合わせとする。 ヘルメット AQUALUNG ヘルメット(ノーマルタイプ) (ライトホルダー及び専用ライト CF450M 付) バック TUSA BA0109 グローブ TUSA TA0211 グローブ TUSA TA0206 ブーツ TUSA DB0109 ナイフ TUSA FK210 ウェイトベルト TUSA TA5404 ウェイト TUSA 1kg 2 個, 2kg 2 個	
--	--	--	--	--

			マスク TUSA M27QBL OR スノーケル TUSA SP461QB OR フィン TUSA SF13ZSP OR (L) スナッチローコイル TUSA TA40 3 個	
2	救命胴衣	6 式	TK-24ARS (ネーム入り) ※船検対応型	積載
3	水中投光器	2 個	TUSA TL0001 (電池付き)	積載
4	救命浮環	1 個	P-230K (ネーム入り)	積載
5	救命ボート	1 式	折りたたみ式ゴムボート アキレス FRB-380 船舶検査用品一式 (救命胴衣を除く。) (小型船舶の登録及び検査済のもの) ※ 左右両側に新潟市消防局と記入	装備
6	船外機	1 式	出力約 20PS/rpm 4 サイクルエンジン	装備

山岳救助用器具				
1	バスケット担架	1 式	バスケットストレッチャー (タイタン TI) 分離型 リフティングフライング (D 環付) フローテンションカラー	装備
2	テープスリング	1 式	オープンスリング シンキングロック製 W2001Y060 20mm幅 イエロー 60cm×10 本 W2001R120 20mm幅 レッド 120cm×10 本	積載

その他の救助用器具				
1	信号機付投光器	1 式	ヤマハモーターエンジニアリング製 LED 可搬式投光器 E054 1 個 コントロールボックス 1 個 蓄光 30mケーブル 1 本 ケーブル収納袋 1 袋 三脚 1 脚 補助ケーブル (ロック式から差込式, アースは折りたたみ可能) 発電機 (ホンダ EU18 i)	装備
2	携帯拡声器	1 個	パナソニック電機レイニーマガホン TS-633L (ブラケット付き)	装備
3	その他の携帯救助工具	1 式	ロープガイド ヘルプ ロテック 3 個	積載
4	緩降機	1 式	スローダウン 125	積載
5	地震警報器	1 式	システムアンドリサーチ社製 FREQLE-C	積載

消防ホース仕様書

新潟市消防局

1 総 則

- (1) この仕様書は、結合金具付消防用ホース（以下「ホース」という。）について定める。
(2) ホースは次に掲げる省令に適合するもので、日本消防検定協会の認定を受けたものとする。

ア 消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成25年3月27日総務省令第22号）

イ 消防用ホースに使用する差込式またはねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年3月27日総務省令第23号）

2 仕 様

- (1) ホース種別

呼 称	長 さ	使 用 耐 圧
50mm	20m以上	1.6MPa以上
65mm	20m以上	1.6MPa以上

- (2) 結合金具

アルミ合金製差込式（テフロン加工・Oリングパッキン付き）とし、ホースとの接続はリング締めとする。また、ホースと結合金具の接着部には日本消防検定協会の認定適合表示がされていること。

- (3) 日本消防ホース工業会に加盟している製造メーカーが製造したホースであること。

なお、ホースには製造メーカー名、年式、呼称径、長さ、使用耐圧の表示がされていること。

- (4) 形状は、綾織りまたは平織りとし、省令規格に定める試験方法による製造メーカーの摩耗回数の高いものとする。

3 補 則

製造メーカーが日本消防ホース工業会に加盟していることが確認できるもの及び諸元表を提出すること。

車載型無線装置及び車両運用端末装置移設仕様書
(消防ポンプ自動車／救助工作車)

令和 8 年度
新潟市消防局

車載型無線装置及び車両運用端末装置移設仕様書
(消防ポンプ自動車／救助工作車)

1 目的

本仕様書は、令和8年度に新潟市（以下「当市」という。）が契約する消防ポンプ自動車又は救助工作車の更新整備について、当市が指定する車両から車載型無線装置及び車両運用端末装置を移設する業務（以下「本業務」という。）に必要な事項を定めるものである。

2 業務の範囲

受注者は、本仕様書に基づき次の業務を行うこと。

- (1) 車載型無線装置及び車両運用端末装置を当市が指定する車両から取外し、更新車両へ取付けること。
- (2) 移設した車載型無線装置及び車両運用端末装置の動作確認
- (3) 移設した車載型無線装置及び車両運用端末装置の消防指令管制システムとの接続試験
- (4) 車載型無線装置及び車両運用端末装置を移設する際に不要となる部品等の処分

3 共通事項

車載型無線装置及び車両運用端末装置の移設に関する共通事項は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、車載型無線装置及び車両運用端末装置の移設について、事前に当市と協議を行い、当市の承諾を得ること。
- (2) 受注者は、当市が指定する業者から技術的支援等を受けた後、本業務を実施すること。

なお、本業務を当市が指定する業者に委託する場合は、この限りではない。

- (3) 受注者は、車両制作の段階で通線等を行い、配線及びケーブル類が露出することがないように適切に処理を行うこと。

なお、配線及びケーブル類のうち別紙1の指定品については、すべて新品を使用すること。

- (4) ケーブル類を敷設する際には損傷防止のため保護管等を使用すること。
- (5) 電源配線は、バッテリー端子側にヒューズボックスを設け、取付け機器の電気容量に見合った太さ（2SQ線以上）の配線を使用し、他の装置と電源を共有しない独立した回路とすること。

なお、詳細については別紙2の配線図を参考とすること。

- (6) 車両の両側面には、車載型無線装置及び車両運用端末装置の外部機器を収納するための通信機器収納ボックスを設けること。
- (7) 車載型無線装置本体は運転席と助手席の間の集中コンソールボックス内又は当市が指定する位置に収納、設置すること。
- (8) 車載型無線装置本体を収納する集中コンソールボックス上部の蓋は、ゴム製パッキ

ン等により水等の浸入防止対策が施されたものであること。

- (9) 車載型無線装置及び車両運用端末装置の移設後に試験調整を行い、消防指令管制システムとの接続状況等の確認を行うこと。

4 車載型無線装置移設業務の詳細

車載型無線装置は、次のとおり取付けること。

- (1) 当市が指定する車両から車載型無線装置一式を移設すること。
- (2) 車載型無線装置の操作部は、運転席と助手席の間に設ける集中コンソールボックス上の当市が指定する位置に取付けること。
- (3) 車両の助手席付近に無線装置専用の電源端子を設けること。
- (4) デジタル無線用空中線及びアナログ無線用空中線は、車両キャブ部分の上面に取付けること。

また、同軸ケーブルは3D2W又は5D2Vとし、配管等により保護した後、内張り内を通線し、当市が指定する位置まで配線すること。

- (5) デジタル無線用空中線及びアナログ無線用空中線を取付ける際は、車両キャブの貫通部分を防水処理とすること。ぎ装部分の貫通が必要な場合も同様とする。
- (6) デジタル無線用空中線及びアナログ無線用空中線については、既設流用が困難なため、一式を新品とすること。
- (7) デジタル無線用空中線は、可能な限り1.2m以上の離隔を取ること。
- (8) 空中線の取付け位置は電子サイレン、モーターサイレン等の車両にぎ装された装置類から発生するノイズの影響を受けない位置に取り付けること。
- (9) 車内に設置するハンドセットは、集中コンソールボックス付近の当市が指定する位置所に取付けること。
- (10) 車外に設置するハンドセットは、車両ポンプ室両側面の通信機器収納ボックス内に収納すること。
- (11) 車内に設置する外部スピーカーは、緊急走行時にも明瞭に聴き取れる音量を有し、車載型無線装置本体のボリュームと連動して音量調整が可能なものであること。
- (12) 車外に設置する外部スピーカーは、ポンプ室両側面スピーカー設置用のスペース（パUNCHINGボード付き埋め込み型等）を確保して設置すること。

また、外部スピーカーの入切スイッチを通信機器収納ボックス内に設置すること。

5 車両運用端末装置移設業務の詳細

車両運用端末装置は、次のとおり取付けること。

- (1) 車両運用端末装置は、当市が指定する車両から移設すること。
- (2) モニタボックス取付け位置付近には、次の信号等を端子出しすること。

ア 電源端子（常時電源）

イ アクセサリー信号

- ウ アース線
- エ 車速信号
- オ リバース信号
- カ イグニッション信号

(3) 電源端子は車載型無線装置とは別に車両運用端末装置専用とすること。

また、車両運用端末装置用電源は車両バッテリーから直接供給されるもので、他の装置、配線との共有がないものであること。

(4) モニタボックスは、運転席と助手席間の集中コンソールボックス付近に、当市が指定する方式で取付けること。

(5) GPSアンテナは、ダッシュボードの当市が指定する位置に取付けること。

また、ケーブル類は配管等により保護した後、内張り内を通線し当市が指定する位置まで配線すること。

(6) 車両運用端末装置の車外設定器は、車両両側面の通信機器収容ボックスに車載型無線装置車外ハンドセットと合わせて設置すること。

6 消防指令管制システム等との接続試験

本業務終了時には、次の項目の試験を実施すること。

(1) 車載型無線装置

- ア 消防指令管制センター及び他の移動局との送受信確認
- イ 出動指令受信の確認
- ウ 操作部の各表示及び機能の確認
- エ その他、無線運用上必要な機能の確認

(2) 車両運用端末装置

- ア 自動出動指定装置との連動による出動指令の受信テスト及び事案登録
- イ 車両動態の動作確認（無線バックアップを含む）
- ウ その他、車両運用端末装置運用上必要な機能の確認

7 その他の業務

(1) 当該車両が納入されたことに伴い、車載型無線機のID変更の必要が生じた場合は受注者の負担で実施すること。

(2) 当該車両が納入されたことに伴い、車両の配置換え等が生じる場合の車載型無線装置及び車両運用端末装置の移設業務等についても受注者の負担とする。

(3) 信越総合通信局への無線局免許変更申請等が必要となる場合の費用及び資料等の作成は受注者の負担とする。

8 契約不適合責任

本業務の実施にあたり、移設のための作業内容、材料等の不良等に起因する不具合の

発生について、不適合を知った日から１年以内は、受注者の責任において無償で修復又は取替え等を行うこと。

また、データの設定等による不具合については、当該車両が廃車又は配置換え等によりデータの変更が行われるまでの間は、受注者の責任において修正を行うこと。

9 完成図書

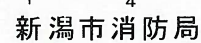
各機器移設に伴い下記書類を２部提出すること。

- (１) 配線系統図
- (２) 機器据付図
- (３) 現地試験成績書
- (４) 機器撤去に関する写真
- (５) 移設機器取付けに関する書類
- (６) データ変更一覧

10 疑義

本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、当市と協議し解決を図ること。

消 防 車(24V仕様) 指定品リスト					
No.	品 名	数量	単位	ケーブル配線等コメント	備 考
1	空中線(アナログ用)	1	式		屋根貫通型(防水処理)
2	空中線(デジタル用)	2	式	離隔距離1.2m以上	屋根貫通型(防水処理)
3	GPSアンテナ	1	式	ルーフからセンターコンソールまで	
4	外部設定器ケーブル	2	本	通信機器収納ボックスからセンターコンソールまで	コネクタ有り、方向注意
5	トランペットスピーカ	3	台	通信機器収納ボックス×2台 車内×1台	
6	6芯信号ケーブル(10m 0.3・6芯)	2	本	通信機器収納ボックスからセンターコンソールまで	マイクコード
7	同軸ケーブル(コネクタ付き10m)	3	本	アンテナ設置部から通信機器収納ボックスまで	コネクタ有り、方向注意
8	防水ヒューズ付電源ケーブル	1	本	車載バッテリーからセンターコンソールまで	2SQ以上(無線機用)
9	防水ヒューズ付電源ケーブル	1	本	車載バッテリーからセンターコンソールまで	2SQ以上(AVM用)



製造請負契約書（案）

No. 発注機関：

件名			
契約金額	円		
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円			
品目名 品名・規格	数量 単位	単価	金額
履行期限	年 月 日		
履行場所			
契約保証金			

上記製造請負について新潟市を甲とし、請負者を乙として、甲乙両者は次の製造請負契約条項及び特約条項の定めるところにより契約を締結し、この契約を証するため、契約書を2通作成し甲乙両者が記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 新潟市
代表者 新潟市長

乙 住所
氏名



製造請負契約条項

令和8年7月1日改正版

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この契約条項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令及び新潟市の条例・規則等を遵守し、この契約（この契約条項及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、製造目的物を履行期限までに引き渡し、甲は、当該製造目的物の引渡しを受けた後、請負代金を支払うものとする。
- 3 引渡しをするために必要な一切の手段については、この契約に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- 5 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。
- 6 この契約条項に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 7 この契約と他の契約（甲及び乙間の合意を指し、その名称のいかんを問わない。）の条項に矛盾があれば、この契約が優先する。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 9 この契約条項に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 10 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによるものとする。
- 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 13 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条 乙は、この契約締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、速やかにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項各号の金員は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げるいずれかの保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。

4 第1項の規定にかかわらず、この契約が新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第34条第3号、第4号、第6号又は第7号のいずれかに該当するときは、第1項各号に掲げる保証を付すことを免除する。

5 甲は、乙がこの契約の履行をしたときは、速やかに、第1項の規定により納付を受けた契約保証金又は同項の規定により寄託を受けた有価証券等若しくは金融機関等の保証書を乙に返還しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第3条 乙は、甲の書面による承諾がなければ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、その使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(契約の変更)

第5条 甲は、必要と認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知して、仕様書等の内容を変更し、又は契約の履行を中止させることができる。

2 前項の場合において、契約金額、履行期限その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、文書をもって定めるものとする。

(履行の監督)

第6条 甲は、契約の履行中において、その適正な履行を確保するため、立会いその他の方法により監督をすることができる。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、製造目的物を履行場所に納入したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、当該通知のあった日を起算日として10日以内に、乙の立会いを求めて検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、立会いを得ずにこれを行うことができる。ただし、これらの期間の末日が休日であるときは、その翌日（その翌日が休日であるときは順延した日）を末日とする。

3 甲は、納入された製造目的物が前項の検査（第6項の検査をしたときは、同項の検査。以下これを「検査」という。）に合格したときは、その引渡しを受けるものとする。

4 納入された製造目的物の所有権は、前項の引渡しを受けた時に、乙から甲に移転するものとする。

5 甲は、検査に不合格となった製造目的物について、製造目的物の修補、代替物の納入、不足分の

納入又は請負代金の減額を乙に求めることができる。この場合においては、第13条の規定を準用する。

- 6 乙は、前項の製造目的物の修補、代替物の納入又は不足分の納入をしたときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。この場合における検査は、第2項の定めるところによるものとし、その後の手続については、第3項から前項までの規定を準用する。

(検査の遅延)

第8条 甲が、その責めに帰すべき事由により前条第2項に定める検査をしないときは、同項で定める期間が満了する日の翌日を起算日として当該検査をした日までの期間（以下この条において「遅延期間」という。）の日数を、第10条第2項に規定する期間（以下この条において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、当該遅延期間の日数が当該約定期間の日数を超えるときは、当該約定期間は満了したものとし、乙は、当該約定期間の日数を超える日数に応じ、同条第3項の規定の例により遅延利息を請求することができる。

(不合格品の引取り)

第9条 乙は、検査の結果、不合格とされた製造目的物については、甲が指定した期間内に、自己の負担により、履行場所から搬出しなければならない。

- 2 甲は、乙が前項の規定に違反した場合は、乙の負担により、同項の製造目的物を返送し、又は処分することができる。この場合において、甲は、同項の製造目的物の滅失、損傷等について責めを負わないものとする。

(支払)

第10条 乙は、製造目的物の引渡しを終えたときは、書面をもって当該製造目的物の請負代金の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日を起算日として30日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項に規定する期間内に請負代金が支払われなかったときは、当該請負代金の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

(履行期限の延長)

第11条 乙は、災害その他の乙の責めに帰することができない事由により履行期限までにその義務を履行することができないときは、速やかに、その事由を明記した書面により、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。

- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。
- 3 前2項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、甲乙協議の上、履行期限を延長するものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第12条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに製造目的物を引渡すことができない場合は、甲は、乙に対し、違約金の支払を請求することができる。

- 2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する日の翌日を起算日として検査に合格する日までの日数（検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。）に応じ、遅延日数1

日につき契約金額の1,000分の1に相当する額とする。ただし、履行期限までに既に製造目的物の一部の引渡しがあったときは、当該引渡しに係る部分に相当する請負代金の額を契約金額から控除した額を契約金額として計算した額とする。

- 3 第1項の違約金は、請負代金の支払時に控除し、又は契約保証金が納付されているときはこれをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

(契約不適合責任)

第13条 引き渡された製造目的物が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という。）は、甲は、乙に対し、期間を指定して、当該製造目的物の修補、代替物の納入若しくは不足分の納入（以下これらを「追完」という。）又は請負代金の減額を求めることができる。

- 2 乙が前項の規定による追完に応じないときは、甲は、乙の負担により第三者に追完させることができる。

- 3 前2項の請求は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、することができない。

- 4 甲は、契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、第1項及び第2項の請求をすることができない。ただし、乙が納入の時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

- 5 第1項及び第2項の請求について、民法562条第1項ただし書きは適用しないものとする。

(危険負担)

第14条 製造目的物の引渡し前に生じた製造目的物の滅失、損傷等については、乙が危険を負担する。

- 2 製造目的物の引渡し前に生じた災害その他の甲乙いずれの責めにも帰することができない事由によって製造目的物が滅失したときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、請負代金の支払いを拒むことができる。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(1) 履行期限までにこの契約を履行しない場合又は履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに定められた期日までにこの契約の履行に着手しないとき。

(3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。

(1) 契約の締結又は履行について、不正があったとき。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他の契約の相手方として必要な資格を失ったとき。

(3) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき。

(4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受け

たとき。

(5) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。

(6) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。

(7) 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号）第9条に基づき、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して適当な措置を採るべき旨乙に対して請求したとき又は同法第10条に基づき、公正取引委員会が乙に対して勧告したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、監督官庁から営業の許可の取消し、停止等の処分を受け、又は、乙の事業に関し、監督官庁から、指導、勧告、命令その他の行政指導を受けたとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、この契約条項の一つにでも違反したとき。

3 乙は、前2項又は第16条の規定によりこの契約が解除された場合は、製造目的物の引渡しの前後にかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 第2条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は当該担保をもって違約金に充てることができる。

5 第3項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

（談合その他の行為による解除等）

第16条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき（独占禁止法第77条の規定による当該処分の取消しの訴えが提起された場合を除く。）。

(2) 乙が独占禁止法第77条の規定により前号の処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による解除をする場合について準用する。

3 乙は、第1項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

（賠償額の予定）

第17条 乙は、この契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当するときは、製造目的物の引渡しの前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。

(1) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）

第6項に規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。

(2) 前条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(乙の解除権)

第18条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲に当該契約の変更若しくは解除又は履行の中止の申出をすることができる。

- 2 甲は、前項の申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。

- 3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

(反社会的勢力の排除)

第19条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

- (2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。

ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係

イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係

ウ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係

エ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係

- (3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他名称を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

- (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

- (5) 自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

オ この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為

カ この契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）であって、甲から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わない行為

キ その他アからカに準ずる行為

2 乙について、次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

(1) 前項第1号から第3号までの確約に反したことが判明した場合

(2) 前項第4号の確約に反し契約をしたことが判明した場合

(3) 前項第5号の確約に反した行為をした場合

3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、甲の被った損害を賠償するものとする。

4 乙は、第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(反社会的勢力からの不当介入等に対する措置)

第20条 乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な理由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(疑義の決定)

第21条 この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。